

第 1 2 5 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 7 月 1 9 日 (月) 午後 2 時 3 0 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 4 階会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 名 欠席 3 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	欠席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	欠席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司 参事監 真田 明彦
担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 三浦 諭 副主査 花房 弘治

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
(6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
(7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 12番 小橋 久宣 17番 和田 修一郎

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第125回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。12番、小橋委員 17番、和田委員にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

三浦係長 議案の訂正等はありません。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1ページ1番、受人は玉柏に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は富原に居住し、約45アールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により菅野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は中原に居住し、約52アールの農地を耕作する農業者で、受贈により中原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は桑田町に居住し、約2.1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は一宮に居住し、42アールの農地を耕作する農業者で、増反により一宮の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 (異議なし)

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

1 ページ6番、受人は倉敷市福田町古新田に居住し、世帯で約40アールの農地を耕作する農業者で、受贈により大井の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます

7番、受人は津寺に居住し、世帯で約3.6ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により高松の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます

8番、受人は吉備津に居住し、世帯で約78アールの農地を耕作する農業者で、増反により吉備津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は新庄上に居住し、世帯で約66アールの農地を耕作する農業者で、増反により新庄上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員

北・吉備地区協議会で、6番から9番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全

員

(異議なし)

議長

次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長

10番、受人は赤磐市に居住し約76アール耕作する農業者で、宅地との交換により御津平岡西の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は御津矢原に居住し、約25アール耕作する農業者で、増反により御津矢原の畑、御津川高の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、御津川高の下限面積20アール及び御津矢原の30アールをそれぞれ超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は建部町建部上に居住し、68アールの農地を耕作する農業者で、増反により建部町西原の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

長

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信 定 委 員 御津・建部地区協議会で、10番から12番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 (異議なし)

議 長 次に、南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 2ページ13番、受人は南区東畦に居住し、新規農により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は南区浦安本町に居住し、世帯で約3.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により中畦の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は北区平田に居住し、世帯で約76アールの農地を耕作する農業者で、増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は南区中畦に居住し、世帯で約1.7ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により内尾の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は中区清水に居住し、新規農により藤田の田に使用貸借権を設定しようとするものです。期間は許可日から1年間で、期間満了までに利用権設定へ変更する予定です。また、中区国府市場の畑1002㎡の所有権移転について、同時申請がなされています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番から21番は、受人が同じですので同時に説明します。

受人は南区迫川に居住し、約10.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、13番から21番の9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 (異議なし)

議 長 それでは申請等(1)については、中・中央地区1番から南区21番までの21件ですが、全件許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 (異議なし)

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 4ページ1番、転用目的は、貸露天駐車場です。

申請人は南区古新田に居住している農業者ですが、隣接地を露天駐車場として利用している株式会社TKSより、業務拡張に伴い業務車両の駐車場が不足しているため駐車場として利用したいとの要望があったことから、既存駐車場と隣接する申請地を、貸露天駐車場として一時転用中です。今後も継続して使用するため永久転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番と3番は、申請人が同じですので、同時に説明します。転用目的は農地改良工事のための一時転用です。

申請人は北区中山下一丁目に居住し、世帯で約88アールの農地を耕作する農業者で、申請地を農地改良し、レモン畑として利用しようとするものです。農地改良期間は許可日から令和3年9月30日までです。

農地区分は、2番は農用地域内の農地で、3番は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地改良のための一時転用のため、2番についても例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区の協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で1番から3番までについて協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 (異議なし)

議 長 それでは、申請等(2)については南区の3件ですが、いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 (異議なし)

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

三浦係長 1番と2番は申請人が同じですので同時に説明します。転用目的は、露天資材置場です。

申請人は法人で、昭和47年に設立され、資本金1,000万円で北区一宮に本店を置き、土木設備工事を主な事業としています。

現在、申請人は、申請地の東側隣地を露天資材置場として利用していますが、事業伸展に伴い露天資材置場の拡大が必要となり、既存の露天資材置場に隣接する申請地の所有権を移転し、既存の露天資材置場と一体利用する露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和3年5月18日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は牟佐の借家に妻と子ども3人と5人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。

申請人は北長瀬本町の借家に妻と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に近く、申請人の母が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、それぞれ南区豊成三丁目の実家および北長瀬本町の借家に居住しており、令和3年7月に結婚する予定であることから新居を構える必要があり、申請人の現住居に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番と7番は、同じ地域ですので併せて説明します。令和3年5月に農振除外済の案件で、転用目的は自己住宅です。

6番、申請人は南区新保の借家に妻と子ども2人と4人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の親族宅に近く、妻の実家への帰省に際し交通至便である申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は南区浜野の借家に妻と2人で生活しており、妻が出産予定であり、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の妻の実家および勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インターチェンジから300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和3年5月に農振除外済の案件で、転用目的はドライブイン（飲食店）です。

申請人は昭和52年に設立され、資本金241億円で東京都新宿区に本店を置き、飲食店の運営を主な事業とし、全国各地に飲食店を展開しています。

申請地は、県道に接しており集客を見込むことができることから、申請地に賃借権を設定し、ドライブイン（飲食店）に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的を露天駐車場及び露天資材置場とする一時転用申請です。転

用期間は許可日から3年間です。

申請人は平成17年に設立され、資本金4,000万円で南区箕島に本店を置き、建設業を主な事業としています。

現在、申請人は、申請地付近で予定されている造成工事を請け負う見込みですが、申請地周辺に事業所を確保していないことから、造成工事の作業効率に資するため申請地に賃貸借権を設定し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として一時転用しようとするものです。

請負工事完了後は、原形復旧し、渡人に返却する予定です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
秋山委員 お願いします。

中・中央地区協議会で、1番から9番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 (異議なし)

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

三浦係長 5ページ10番、本件は、令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は産業廃棄物処理場の法面や通路の一部です。

申請人は、西辛川にて、屋号を として、産業廃棄物中間処理業を営む個人事業主です。平成30年7月に申請地も含めた事業地を承継する際、申請地は転用手続きが済んでいないことが分かりました。

申請地は、前所有者が境界を明確にしないまま平成20年3月頃から造成したと思われ、現在は産業廃棄物処理場敷地の法面や通路の一部になっていることから、適正に管理するため是正の申請をするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます

11番、転用目的は仮設工事現場事務所で、3年間の一時転用申請です。

申請人は白石にて、土木建築業を営む法人ですが、高速道路高架橋柱の耐震補強工事を施工するにあたり、工事範囲の中心付近にあり、施工箇所への移動の利便性が高い申請地に賃貸借権を設定し、仮設工事現場事務所に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、本件は令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人夫婦は、現在、吉備津の妻の実家にて、妻の両親と妻の妹2人の計6人で生活していますが、結婚を機に独立して夫婦2人で生活を始めることとなったことから現住居を退居し、妻の実家に近く、夫婦が妻の実家の農業を手伝いやすい妻の父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落

に接続した住宅で、申請人の父所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を
お願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で10番から12番までの3件について協議したところ、
事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (異議なし)

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査 6ページ13番、本件は令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は露
天駐車場です。

申請人は南区浦安南町に居住していますが、既存の自己住宅兼倉庫の建物形状
により、敷地の利用に不便を感じているため、隣接する申請地を所有権移転して、
露天駐車場の敷地拡張を行おうとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用
目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問
題ないと考えます。

14番、転用目的は永久転用を目的とした一時転用で、露天駐車場です。転用
期間は、許可日から3年間です。

申請人は北区久米にて建具製造業を行うものですが、業務拡大に伴い駐車場が
不足しており、また今まで使用していた従業員用の駐車場が利用できなくなるた
め、作業場兼倉庫に隣接する申請地に貸借権を設定し、露天駐車場として利用す
るものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%
を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断
され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般
基準上も問題ないと考えます。

15番、本件は令和3年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅で
す。

申請人は南区浦安南町の借家にて、妻と子供2人の4人で生活していますが、
子供の成長により家財道具が増え、手狭となったことから、現在の居住地から近
く同じ生活圏内である申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするも
のです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用
目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問
題ないと考えます。

16番と17番は同じ地域ですので併せて説明します。

16番、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区今五丁目の借家にて、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、
住居が手狭となったことから、夫婦の勤務先に近くなり、通勤時間が短縮される
申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は南区郡の借家にて、夫婦と子供1人の3人で生活していますが、
家財道具が増え、住居が手狭となったことから、夫婦の勤務先に近い申請地
を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用

目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は永久転用を目的とした一時転用で、露天駐車場です。転用期間は、許可日から3年間です。

申請人は南区曾根にて英語塾を経営していますが、駐車場が不足し、業務に支障をきたしているため、隣接する申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は、特定流通業務施設です。

申請人は福岡県福岡市に本店を置き、流通業を主な事業としていますが、業務拡大に伴い、九州から岡山までの流通を担う物流拠点を新たに新設することになりました。国道2号に接し、早島インターチェンジに近い申請地を所有権移転し、流通業務施設の倉庫、事務所、および露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、延床6,468㎡の4F建の倉庫を建築する計画から妥当なものとして判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区浦安本町の借家にて、妻と子供1人の3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区妹尾の借家にて、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近い申請地を所有権移転して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、13番から21番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
(異議なし)

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区1番から南区21番までの21件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、南区19番は、転用面積が

3,000平方メートルを超えていますので、7月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長

次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

花房副主査

8ページ1番、転用目的は自己住宅です。

本件は、令和2年6月30日付で、当初転用者が自己住宅を建築する目的で転用許可を受けましたが、家庭環境の変化、および大幅な減収により、銀行からの融資が困難な状況になったため、住宅建築を断念し、引き続き申請人が転用事業を承継するものです。

承継人は、玉野市八浜町の実家に夫婦と子供4人、両親の8人で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、妻の職場に近い申請地を所有権移転し、引き続き転用事業を継続するものです。なお、実家には引き続き両親が居住します。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

議長

南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員

南区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし

議長

それでは申請等（4）については、南区の1件を承認と決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それではそのように決定いたします。次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転、を事務局から説明してください。

三浦係長

9ページ中・中央地区1番の1件です。これは、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員

（異議なし）

議長

それでは、申請等（5）は原案どおり決定してよろしいですか。

全員

（異議なし）

議長

それでは、原案のとおり決定いたします。

議長

次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

三浦係長

10ページ1番から14ページ17番までの17件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、すべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員

（異議なし）

議 長 それでは、申請等（６）の１７件ですが、問題なく受理と決定します。

議 長 次に別紙の申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

三 浦 係 長 別紙議案「申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和３年２月締め農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。また、岡山地域については、編入分もあります。

議 長 内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

議 長 次に、報告について事務局から説明をお願いします。

花 房 副 主 査 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１５ページ１番から６番までの６件で、転用目的は貸露天駐車場３件、露天駐車場２件、賃貸住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１６ページ１番から１７ページ２１番までの２１件で、転用目的は貸住宅及び建売住宅１件、露天駐車場６件、分譲住宅地９件、住宅用地１件、自己住宅２件、フットサル場、露天駐車場１件、敷地拡張１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については１８ページ１番から２０ページ１３番までの１３件で、耕作目的１０件、転用目的３件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番から４番までの４件で、内容は農業用倉庫４件です。

報告（５）農地改良届については、２２ページ１番から４番までの４件で、内容は、普通野菜畑１件、果樹園３件です。

議 長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全 員 （ありません。）

議 長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 第２号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事 務 局 次回総会予定（８月１８日（水）勤労者福祉センター４階会議室）

職 務 代 理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員